平取町地域材利用推進方針の改正について

【改正要旨】

「平取町地域材利用推進方針」については、平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことに伴い、平取町においても平成24年4月に当該推進方針を策定し現在に至っています。

この間、公共建築物の木造率は上昇に転じていますが、民間建築物については、非住宅や中高層建築物の木造率は、低位に留まる状況となっています。

このような背景を踏まえ令和3年の通常国会において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第77号）」が成立し、令和3年10月1日に施行されました。

これにより、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変更されるとともに法の対象が「公共建築物」から「建築物一般」に拡大されています。

そのため、「平取町地域材利用推進方針」についても法改正に基づき、その一部を改正するものです。

また、公共建築物等の木質化に伴う費用の一部または全部について、森林環境譲与税を活用し地域材の利用促進を図る旨を新たに明記するものです。

【主な改正内容】

○法律の題名、目的の見直し

法律の題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、目的については「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示する。

○地域材基準の見直し

現行の推進方針では、「町内」で生産又は製品化された木材を地域材と定めていますが町内の製材工場では、一般建材等の生産がされていないため、改正後の推進方針では、生産範囲を「道内」に拡大し木材利用の促進を図る。

○公共建築物から建築物一般への拡大

法の対象が「公共建築物」から「建築物一般」に拡大されたことに伴う文面整理及び地域材の利用の促進の基本的方向に建築物木材利用促進協定について明示する。

○町が整備する公共の用または公用に供する建築物等の対象施設を拡大

対象施設に公園、環境保全普及センターを追加する。

○公共建築物における地域材の利用の促進の具体的方向の見直し

町が整備する公共建築物等について、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に基づくものである場合は、費用の一部または全部に森林環境譲与税を活用する旨を明示する。

附　則

この推進方針は、令和４年９月１日から適用する。